

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 12 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年11月11日から45年1月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を44年11月11日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額記録を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月11日から45年1月5日まで  
② 昭和45年1月31日から同年3月26日まで

私は、昭和44年11月にA社に入社し、申立期間①及び②当時も、勤務地や仕事内容に変更は無く継続して勤務していたが、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。申立期間①及び②当時の給料支払明細書を提出するので、正しい被保険者記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、B社から提出された個人別人事記録により、申立人は、申立期間①にA社で勤務していたことが認められる。

また、上記人事記録において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の資格取得日が昭和44年11月11日と記載されている上、申立人に係る給料支払明細書（45年1月分）から、44年12月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①当時、複数の元同僚が、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申

立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記明細書の保険料控除額及び昭和 45 年 1 月のオンライン記録から 4 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、B社から提出された個人別人事記録及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間②にA社又はC社で勤務していたことが認められる。

しかし、申立人に係る給料支払明細書（昭和 45 年 3 月分）から、45 年 2 月の厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、事業所別被保険者名簿により、C社は、昭和 45 年 3 月 26 日に任意包括適用により厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立期間②当時は適用事業所としての要件を満たさない非適用事業所であったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4980

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月27日から同年11月1日まで

私は、昭和26年3月1日にA社に入社してから、58年3月に退職するまで継続して勤務していた。申立期間を調査して厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された厚生年金保険被保険者台帳、事業主回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年11月1日に同社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和39年10月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和34年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月25日から同年12月3日まで  
私は、昭和33年5月から39年12月まで、A社に継続して勤務していたが、D（地名）にあった同社E事務所から同社C支店へ転勤したときの厚生年金保険の被保険者期間に空白があることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する従業員経歴簿、同社の人事担当者の供述及び申立人と同時期にA社E事務所から同社C支店に転勤した複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和34年11月25日に同社E事務所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和34年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和34年12月3日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

総務大臣から平成22年6月29日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんにおいて、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないとした判断は、当該判断によらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないとの判断に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月30日から同年8月1日まで

私は、昭和59年6月26日にA社へ入社して以来、グループ会社間での異動はしたが一度も辞めたことはなく、継続して勤務していた。平成5年7月分の給与明細書にも、厚生年金保険料控除が記載されているので、申立期間が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における年金記録については、雇用保険の加入記録、申立人が所持する給与支給明細書及び元同僚の供述により、申立人はB社からグループ会社であるC社に出向し平成5年7月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる上、申立期間については、申立人はB社において厚生年金保険被保険者の資格を有するものと認められること、及び同社の事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められることから、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づく22年6月29日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定により、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を5年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額が38万円とされている。

しかしながら、当該あっせん後、B社が加入しているD厚生年金基金か

らの連絡により、申立人のB社における当該厚生年金基金の加入記録は厚生年金保険の被保険者記録と一致していたことが改めて確認された。

これらを総合的に判断すると、B社の当時のE（役職）は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについて不明と回答しているものの、社会保険事務所（当時）におけるB社の資格喪失日（平成5年7月30日）の記録が厚生年金基金における資格喪失日と同日になっており、当該厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同日を資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が同年7月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、B社の事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年6月30日から6年1月7日までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年1月7日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年1月7日から同年2月1日までの期間については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日（6年1月7日）に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から6年2月1日まで

私は、申立期間についてはA社B事業所に正社員のC（職種）として勤務していた。申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できないので、調査して、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成5年6月30日から6年1月7日までの期間については、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述から、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成5年7月31日より後の6年1月7日付けで、5年10月の定時



決定を取り消した上で、遡って同年6月30日とする処理が行われているほか、複数の元従業員においても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年6月30日に資格喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、社会保険事務所（当時）において当該資格喪失処理が行われた6年1月7日に訂正することが必要と認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、28万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成6年1月7日から同年2月1日までの期間については、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日は、同年8月23日付けで、5年7月31日から6年2月1日に訂正されているところ、雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から、申立人は当該期間において同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同様に資格喪失日を遡及して処理された元同僚は給与明細書を保管しており、当該給与明細書によると、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、同職種に就いていた申立人についても、当該期間の保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、A社に継続して勤務し、当該期間の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記取消し前の平成5年10月の定時決定の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主とは連絡を取ることができず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月21日から同年8月13日まで

私は、A社に入社し、同社B事務所で勤務していた。関連会社であるC社の設立に伴い同社に転籍したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、昭和43年5月21日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年8月13日にC社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間を含む前後の期間を通じて、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「社会保険事務については、それぞれの会社で手続をしていたので、連絡の不手際などによって空白期間ができた可能性があるが、継続勤務している場合には厚生年金保険料は控除していたはずである。」と回答している上、複数の元同僚は、「申立期間当時、給与計算はA社が一括で行っており、毎月、保険料が控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主（A社）により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年6月30日から6年1月7日までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年1月7日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、5年6月及び同年7月は26万円、同年8月から同年12月までは34万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年1月7日から同年3月1日までの期間については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日（6年1月7日）に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を34万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成6年1月7日から同年2月1日までの期間は、明らかでないと認められ、同年2月1日から同年3月1日までの期間は、履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から6年3月1日まで

私は、申立期間についてはA社B事業所に正社員のC（職種）として勤務していた。申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できないので、調査して、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成5年6月30日から6年1月7日までの期間については、複数の元同僚の供述及び申立人から提出された預金通帳により確認できるA社からの給与振込状況により、申立人が当該期間におい

て同社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成5年7月31日より後の6年1月7日付けで、5年8月の随時改定を取り消した上で、遡って同年6月30日とする処理が行われているほか、複数の元従業員においても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年6月30日に資格喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、社会保険事務所（当時）において当該資格喪失処理が行われた6年1月7日に訂正することが必要と認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に出した記録から、平成5年6月及び同年7月は26万円、同年8月から同年12月までは34万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成6年1月7日から同年3月1日までの期間については、前述の複数の元同僚の供述及び申立人から提出された預金通帳により確認できるA社からの給与振込状況により、申立人が当該期間において同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同様に資格喪失日を遡及して処理された元同僚は給与明細書を保管しており、当該給与明細書によると、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、同職種に就いていた申立人についても、当該期間の保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、A社に継続して勤務し、当該期間の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人から提出された平成5年2月の給与明細書により確認できる保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき計算される保険料額と一致していることに加え、上記預金通帳により確認できる申立期間の給与振込額の推移を踏まえて判断すると、標準報酬月額の届出に基づく保険料控除が行われていたことが推認されることから、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記取消し前の平成5年8月の随時改定の記録から、34万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、当初、平成5年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていたものが6年8月23日付けで、同年2月1日に訂正されており、当該期間のうち、同日以降の

期間については、適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社に係る履歴事項全部証明書によれば、同社は平成6年2月1日以降も法人の事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主とは連絡を取ることができず、回答を得ることができないものの、当該期間のうち、平成6年1月7日から同年2月1日までの期間については、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

なお、当該期間のうち、平成6年2月1日から同年3月1日までの期間については、事業主は、同年2月1日以降において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月21日から同年8月13日まで

私は、A社に入社し、同社B事務所で勤務していた。関連会社であるC社の設立に伴い同社に転籍したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、昭和43年5月21日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年8月13日にC社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間を含む前後の期間を通じて、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「社会保険事務については、それぞれの会社で手続をしていたので、連絡の不手際などによって空白期間ができた可能性があるが、継続勤務している場合には厚生年金保険料は控除していたはずである。」と回答している上、複数の元同僚は、「申立期間当時、給与計算はA社が一括で行っており、毎月、保険料が控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主（A社）により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年5月21日から同年8月13日まで

私は、A社に入社し、同社B事務所で勤務していた。関連会社であるC社の設立に伴い同社に転籍したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、昭和43年5月21日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年8月13日にC社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間を含む前後の期間を通じて、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「社会保険事務については、それぞれの会社で手続をしていたので、連絡の不手際などによって空白期間ができた可能性があるが、継続勤務している場合には厚生年金保険料は控除していたはずである。」と回答している上、複数の元同僚は、「申立期間当時、給与計算はA社が一括で行っており、毎月、保険料が控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主（A社）により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年5月21日から同年8月13日まで

私は、A社に入社し、同社B事務所で勤務していた。関連会社であるC社の設立に伴い同社に転籍したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、昭和43年5月21日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年8月13日にC社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間を含む前後の期間を通じて、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「社会保険事務については、それぞれの会社で手続きをしていたので、連絡の不手際などによって空白期間ができた可能性があるが、継続勤務している場合には厚生年金保険料は控除していたはずである。」と回答している上、複数の元同僚は、「申立期間当時、給与計算はA社が一括で行っており、毎月、保険料が控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主（A社）により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月21日から同年8月13日まで

私は、A社に入社し、同社B事務所で勤務していた。関連会社であるC社の設立に伴い同社に転籍したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、昭和43年5月21日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年8月13日にC社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間を含む前後の期間を通じて、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「社会保険事務については、それぞれの会社で手続をしていたので、連絡の不手際などによって空白期間ができた可能性があるが、継続勤務している場合には厚生年金保険料は控除していたはずである。」と回答している上、複数の元同僚は、「申立期間当時、給与計算はA社が一括で行っており、毎月、保険料が控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主（A社）により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 千葉厚生年金 事案 4990

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年5月1日から同年6月1日まで

私の夫は、昭和39年3月に大学を卒業後、同年4月にA社に入社し、平成5年5月に死亡退職するまで、同社に継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人の妻から提出された申立人に係る「退職金・慰労金計算書」から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店（現在は、同社C支店）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、「申立人は、昭和39年4月1日の入社時に本社において行われる新入社員研修を受けた後、B支店へ赴任しており、その際、本社において申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る事務処理を誤った可能性がある。」と回答していることから判断すると、同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年4月の健康保険厚生年金保険被保険名簿の記録から、2万2,000円

とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、前述のA社の回答から判断すると、事業主が、昭和39年5月1日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から平成元年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から平成元年9月まで  
私の年金記録では申立期間直前の昭和51年9月までの国民年金保険料は納付済みとなっているが、申立期間の保険料は未納とされている。13年間も全く保険料を納付していないということは無いと思うので、調査して納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてはA区からB区へ転居し、その後、C区へ転居したと申述しており、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号はA区において払い出されていることが確認できる。当該払出簿の申立人欄には、申立人がA区からB区へ転出したことを示す記載とともに「不在」の印が押されていることから、B区では国民年金被保険者として申立人の所在は把握されていなかったことがうかがえる。また、不在被保険者に対し国民年金保険料の納付書が発行されるとは考え難いことから、申立人はB区において保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、上記払出簿によれば、昭和58年6月2日にC区において、申立人に係る国民年金被保険者の住所変更が行われていることが確認できる。C区居住者に係る年度別納付状況リスト（59年5月10日現在）により確認できる納付記録は47年9月から51年9月までの期間のみであり、当該納付記録はオンライン記録と一致している。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人は国民年

金被保険者に係る住所変更手続並びに申立期間に係る保険料の納付方法及び納付場所に関する記憶が定かではなく、保険料の具体的な納付状況は不明であることから、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたと推認することは困難である。

加えて、申立期間は156か月と長期間であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から同年10月まで

私は、平成3年7月末に会社を退職する際、会社から医療保険及び国民年金の加入に関する説明を受けていたので、退職後、すぐにA市役所に行き国民年金の加入手続を行った。後日、国民年金保険料の納付書が自宅に送られてきたので、B銀行C支店で保険料を納付していた。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年7月末に会社を退職した後、速やかにA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は金融機関で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日及び第1号被保険者の納付記録から、申立人の加入手続は5年5月頃に行われたものと推認される上、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が同年5月8日と記載されており、その資格記録とオンライン記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から 50 年 12 月まで  
② 昭和 51 年 4 月から 52 年 1 月まで

私は、昭和 47 年 4 月から 50 年 12 月まで A（都道府県）B 区の C 社に、51 年 4 月から 52 年 1 月まで A（都道府県）D 区の E 社にそれぞれ勤務していたが、申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人の申立期間①に係る明確な供述から、期間は特定できないが、C社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 54 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間①は適用事業所になる前の期間である上、元事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、元事業主及び申立人が氏名を挙げた元同僚二人は、いずれも申立期間①において、厚生年金保険の被保険者期間が確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

### 2 申立期間②について、E社の元F（役職）の供述から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において「E社」という名称で、A（都道府県）D区に所在する厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、元事

業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、元事業主及び申立人が氏名を挙げた元同僚一人は、いずれも申立期間②において、厚生年金保険の被保険者期間が確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 1 日から 50 年 3 月 1 日まで

私は、A社の子会社でB区C町のD社に、昭和 45 年 3 月 1 日から 50 年 2 月末日まで嘱託のE（職種）として勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係るF労働委員会事務局の回答書によると、「G労働組合連合会及びH労働組合が、D社を当事者として、F労働委員会に不当労働行為の救済を求め、その結果、昭和 50 年 2 月末日付けをもって申立人らが当該事業所を退職したことを確認し、当事者間で和解が成立し、救済の申し立てを取り下げた。」とされており、申立て内容と符合することから、申立人は、申立期間に、当該事業所に在籍していたことが推認できる。

しかし、申立人及びH労働組合から依頼を受けた弁護士は、和解についての協定書を保持していないため、厚生年金保険に係る取扱いは確認できない上、申立期間において、雇用保険の加入記録も確認できない。

また、申立人及び複数の元同僚は、申立期間中は当該事業所に出勤しておらず、給与の支払いを受けていなかったことを認めている上、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 7 月 15 日から 42 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 44 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 7 月から 49 年 3 月まで、A社にB（職種）として勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白になっているので、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた複数の元同僚の供述により、申立人が申立期間において、当該事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた当該事業所の元事業主及び元同僚からは、協力を得ることができないことから、当該事業所における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元同僚に照会したが、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができない。

さらに、申立人は、当該事業所において2つの厚生年金保険被保険者番号が払い出されていて、重複取消処理が行われているところ、「払出番号＊」は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、昭和 42 年 8 月 4 日付けで当該事業所に新たに払い出され、申立人が同年 8 月 1 日に資格取得したことが確認でき、オンライン記録と一致する。

加えて、当該被保険者名簿によると、申立人は、昭和 44 年 7 月 1 日に資格を喪失し、健康保険被保険者証の返納日が同年 8 月 9 日と記載され、

また同年9月1日に再取得していることが確認でき、これもオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 千葉厚生年金 事案 4994

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月 19 日から 46 年 1 月 21 日まで  
② 昭和 46 年 3 月 1 日から 47 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 11 月 19 日にA社に入社し、47 年 10 月 20 日に退職するまで、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②において、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。調査の上、被保険者記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、申立人の具体的な供述及び複数の元同僚の供述から、申立人は、雇用形態は特定できないものの、申立期間①当時、A社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の厚生年金保険の資格取得及び資格喪失の届出書類について、当該事業所の事業主は、「昭和 46 年 3 月 1 日付けの資格喪失届の控えは残っていないが、申立人の申立てどおりの届出はしていない。」と回答し、申立人に係る 46 年 1 月 21 日の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」を提出している。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号\*は、昭和 46 年 2 月 17 日に払い出され、上記決定通知書に記載されている上、当該事業所の事業所別被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は同年 1 月 21 日、資格喪失日は同年 3 月 1 日となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人の具体的な供述、A社B店の開業日の昭和 47 年 1 月から一緒に勤務したという元同僚及び複数の元同僚の供述から、申立人は、雇用形態は特定できないものの、申立期間②当時、当該事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の事業主は、申立人に係る昭和 47 年 7 月 1 日の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び同年 10 月 21 日の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」を提出しており、その資格取得日及び資格喪失日は、被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

また、申立期間②について、申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できないが、申立期間②後の昭和 47 年 7 月 1 日から同年 10 月 20 日までの期間は、申立人に係る雇用保険の加入記録と厚生年金保険の被保険者期間は符合している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月から36年4月まで

私は、昭和34年3月から36年4月まで、A社に勤務し、B（業務）に従事していたが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の元同僚で、自分の入社した時期を覚えていた5人について、厚生年金保険被保険者の資格取得日を調査したところ、入社後3か月から2年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが認められ、このうち申立人と同様、C（部門）に所属していた元同僚二人について、一人は10か月後、他の一人は2年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、二人とも、「正社員になる前に見習期間があった。その期間は厚生年金に加入させてもらえなかったと思う。」と供述している。

また、申立人より前に当該事業所に入社し、申立人の当該事業所への就職を勧誘した元上司についても、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。